

## 表彰推薦規定

平成 15 年 11 月 1 日制定

### (総則)

第1条 日本神経生理検査研究会（以下「会」という）が行う表彰推薦は、この規定の定めるところによる。

### (表彰推薦)

第2条 この規定に定める表彰推薦は、次のとおりとする。

- 1 日本神経生理検査研究会 学術奨励賞
- 2 日本神経生理検査研究会 会長賞
- 3 その他の表彰 特別賞

### (構成および選出)

第3条 表彰推薦委員会の構成は最大 7 名とし、委員は、副会長・評議員および正会員の  
中から会長が推薦し、評議員会の議決を経て委嘱する。また委員長・副委員長は、  
委員の互選とする。

### (任期)

第4条 委員の任期は 3 年とし、再選を妨げない。但し、欠員が生じた場合は、補欠委員  
の任期は前任者の残任期間とする。

### (召集および運営)

第5条 委員長は、必要に応じて表彰推薦委員会を召集し、委員会の適切な運営を図るも  
のとする。

### (推薦)

第6条 委員長は、審議の結果、表彰該当者があった場合は表彰推薦者名簿および審議経  
過報告書作成し、会長に提出する。

会長は、表彰推薦者名簿を評議員会に諮り、承認を得て「会」として推薦するも  
のとする。

### (補足および付則)

第7条 委員会は会合の都度議事録を作成し、事務局に提出するものとする。

第8条 この規定で処理できない事項は、評議員会の議決によるものとする。

第9条 各賞の詳細は別紙に定めるとおりとする。

第10条 この規定は、平成 15 年 11 月 1 日より施行する。

\*\*\*\*\*

2019 年 9 月 10 日一部改訂：任期 2 年→3 年（執行部役員任期との整合性のため）

## 表彰規定

- 1 表彰は学術奨励賞、会長賞および特別賞の3賞を設ける。
- 2 学術奨励賞は若い研究者の努力・向上の助成を目的とするため、原則として表彰対象は40歳未満の会員とする。ただし会長賞、特別賞はこの限りではない。
- 3 対象期間は1月から12月までとし、翌年の日本医学検査学会に付随する学術講演会にて表彰する。
- 4 学術奨励賞、会長賞は、科学雑誌に掲載された論文（referee 有）を対象とする。
- 5 特別賞は、学術団体の主催する学会における研究発表、また「会」に特別に功労があった者を表彰する。
- 6 各賞に値する論文・研究発表がないと判断された場合、該当者なしとすることができる。